令和９年度
南風原町予算編成方針









令和９年度予算編成について

【 目　次 】

・国の予算編成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１ページ
・本町の財政状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ
・本町の財政見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７ページ
・予算編成方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７ページ

１．国の予算編成

（１）国の地方財政計画

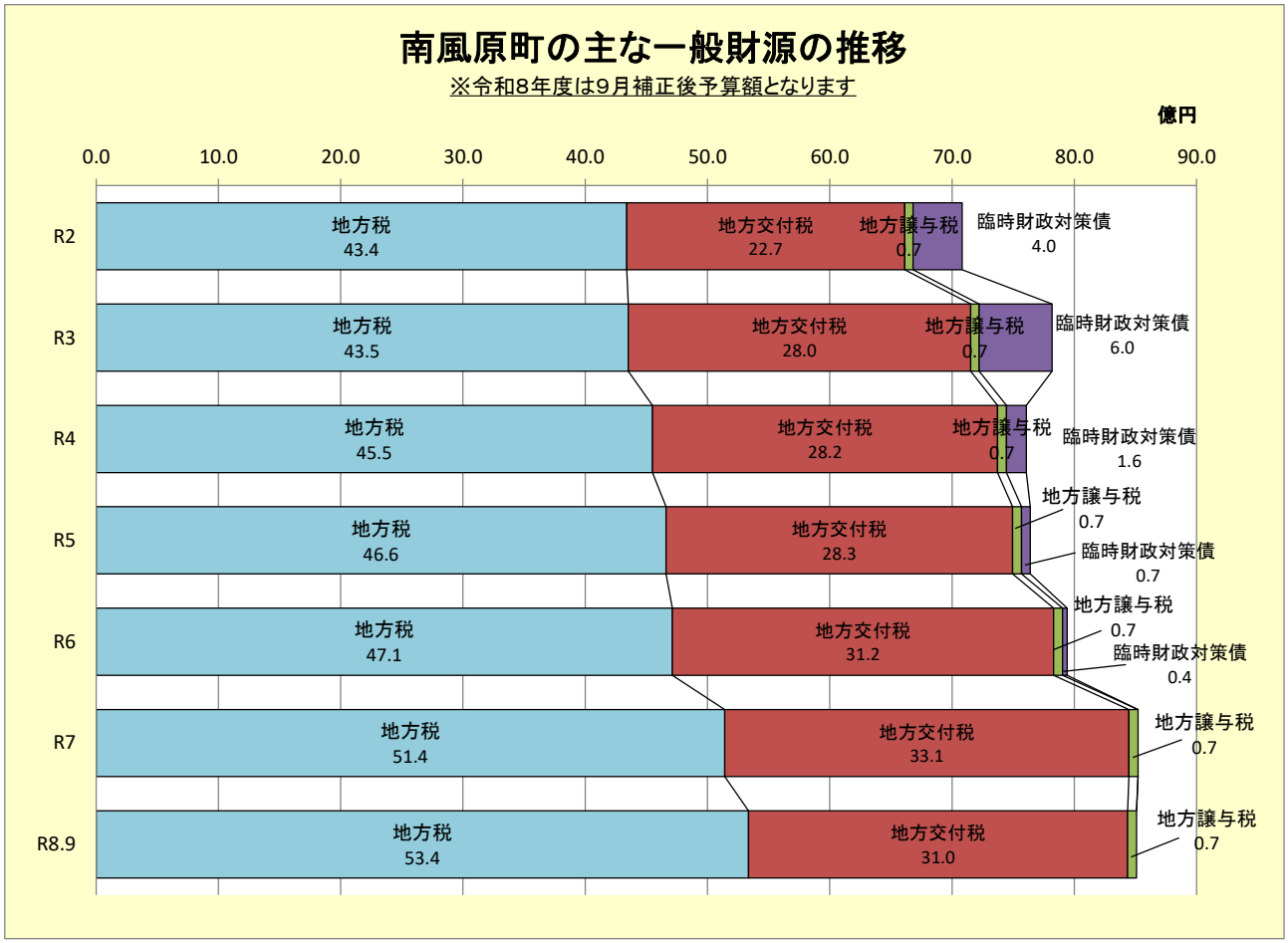
令和８年８月31日に発表された総務省の概算要求において、令和９年度地方財政収支の仮試算は、歳入歳出総額104兆４千億円で、対前年度比1.9％（２兆円）増となっている。また、歳入の一般財源は対前年度比2.2％（１兆６千億円）増の73兆６千億円となっている。これは、地方税等が1.3％（７千億円）増の51兆７千億円、地方交付税が4.3％（９千億円）増の21兆１千億円、国庫支出金が1.5％（３千億円）増の18兆円と試算したことによるものである。

なお、概算要求は仮置きの計数であり、経済情勢の推移、税制改正の内容や、国の予算編成の動向等を踏まえ、今後の予算編成過程で調整するとしている。また、沖縄振興予算の沖縄振興特別推進交付金は、3.3％（12億円）増の358億円が要求されている。

２．本町の財政状況

（１）歳入

本町の自主財源の根幹である町税は、人口増加に伴う納税義務者数の増等をはじめ、宅地面積・家屋棟数の増により固定資産税が伸びたことや収納対策強化等により県内１位の徴収率を継続していることから、緩やかな右肩上がりの傾向が続いている。また、依存財源である普通交付税は、基準財政需要額、基準財政収入額ともに伸びており、ここ数年は増加傾向となっている一方、これまで地方交付税の財源不足を補うため発行していた臨時財政対策債は、令和７年度に続き、令和８年度も発行額がゼロとなった。そのような状況の中、令和７年度決算における本町の財政状況は、地方の財政力を示す指数である財政力指数は0.62となり、全国市町村平均値0.48を上回っている。今後も一般財源の確保に向け、町税を基本とした自主財源の確保に努めることはもちろんのこと、適正な受益者負担における手数料や公共施設使用料金等の見直しの検討、土地の貸付や広告事業などによる町有財産の有効活用、ふるさと寄附金等の確保に向けた推進や企業誘致の取り組み強化など、町税以外の自主財源の確保に向けて、これまで以上に取り組む必要がある。



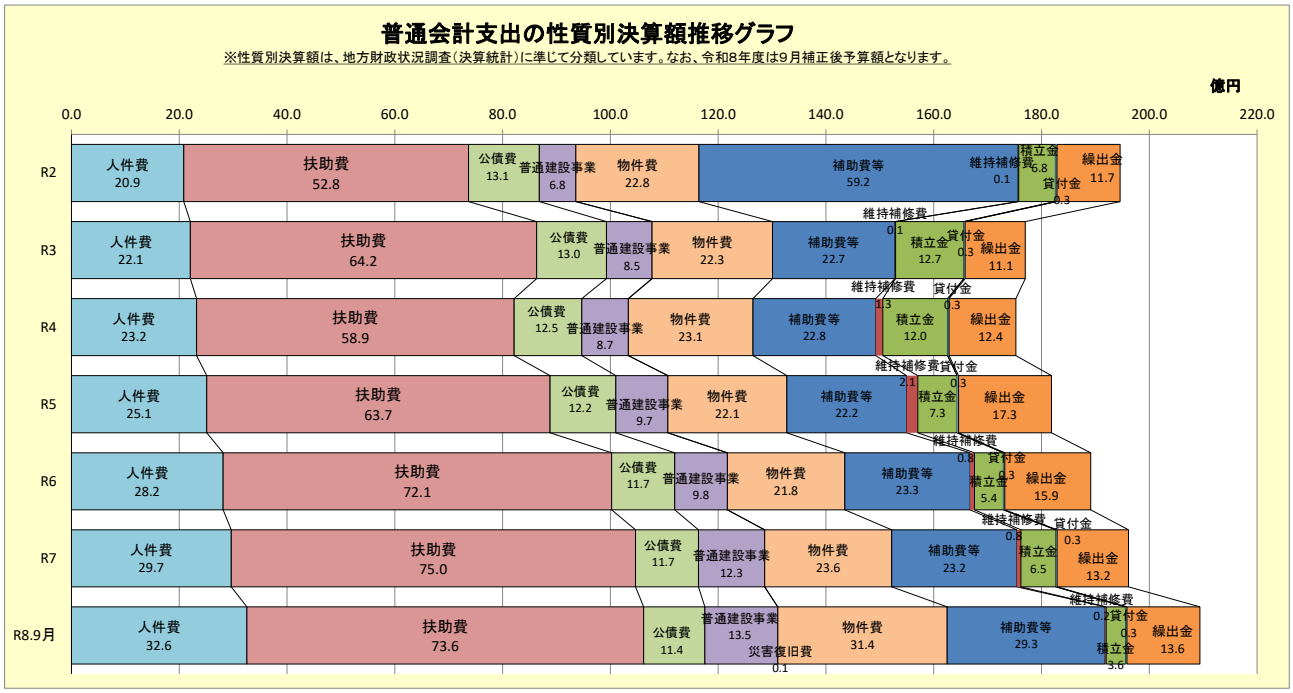
※令和７年度及び令和８年度は臨時財政対策債の発行はありません。

（２）歳出

本町の普通会計支出の性質別決算をみると、義務的経費において人件費が機構改革に伴う職員数の増や、人事院勧告に伴う給与改定等により１億５千万円の大幅な増となっている。また、扶助費も法人保育園運営費負担金や障害者自立支援給付費等の社会保障費等の増により年々増加していることが伺える。

普通建設事業は、防災行政無線の更新などの新たな事業により増加しているが、国・県からの補助金交付額により事業の進捗に影響をうける道路・公園・区画整理事業等は、事業途中であるため今後も国・県の動向に注視する必要がある。

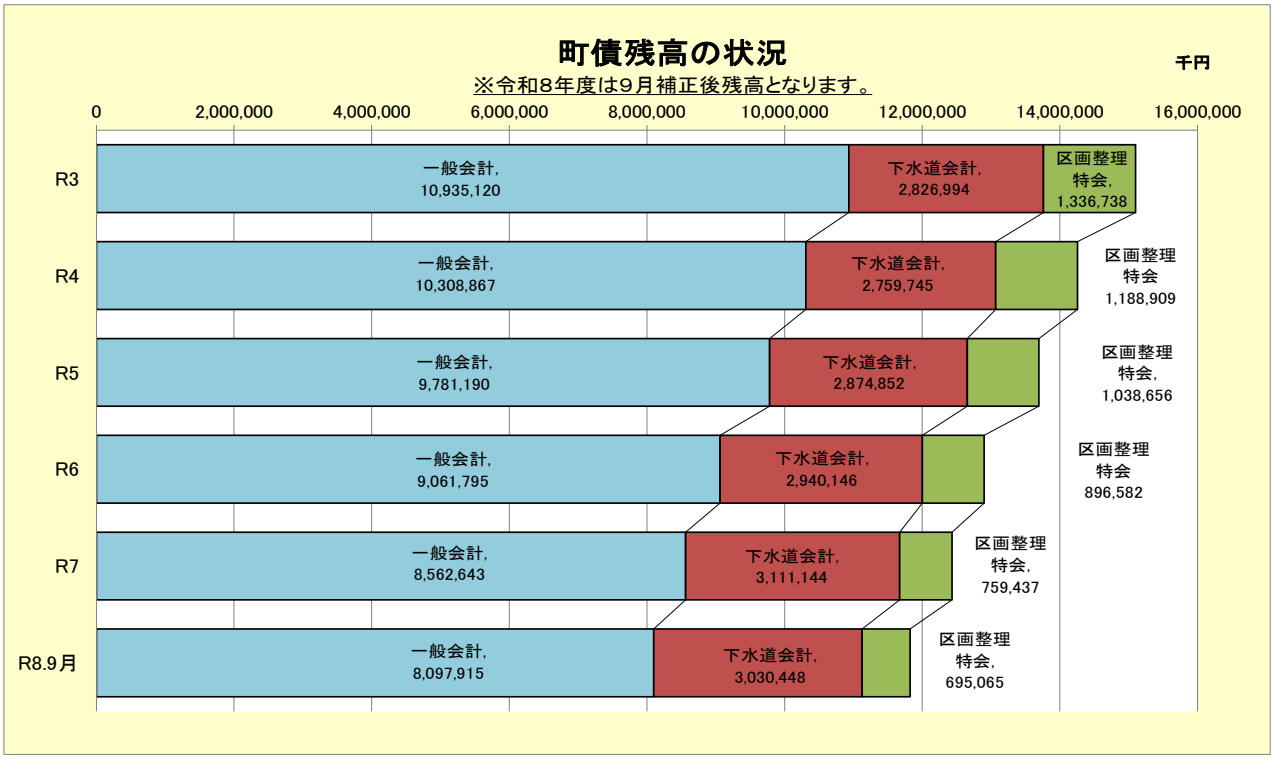
今後も、増加が見込まれる義務的経費や整備途中の下水道事業会計への繰出金、公共施設や設備等の維持管理・修繕、施設の老朽化が進む南星中学校校舎などの対策も見込まれることから、職員一人ひとりが持続可能な財政運営を行うことを意識するとともに、引き続き、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、事業の執行に努める必要がある。



※令和2年度の補助費等の増は、特別定額給付金事業等によるものです。

（３）公債費

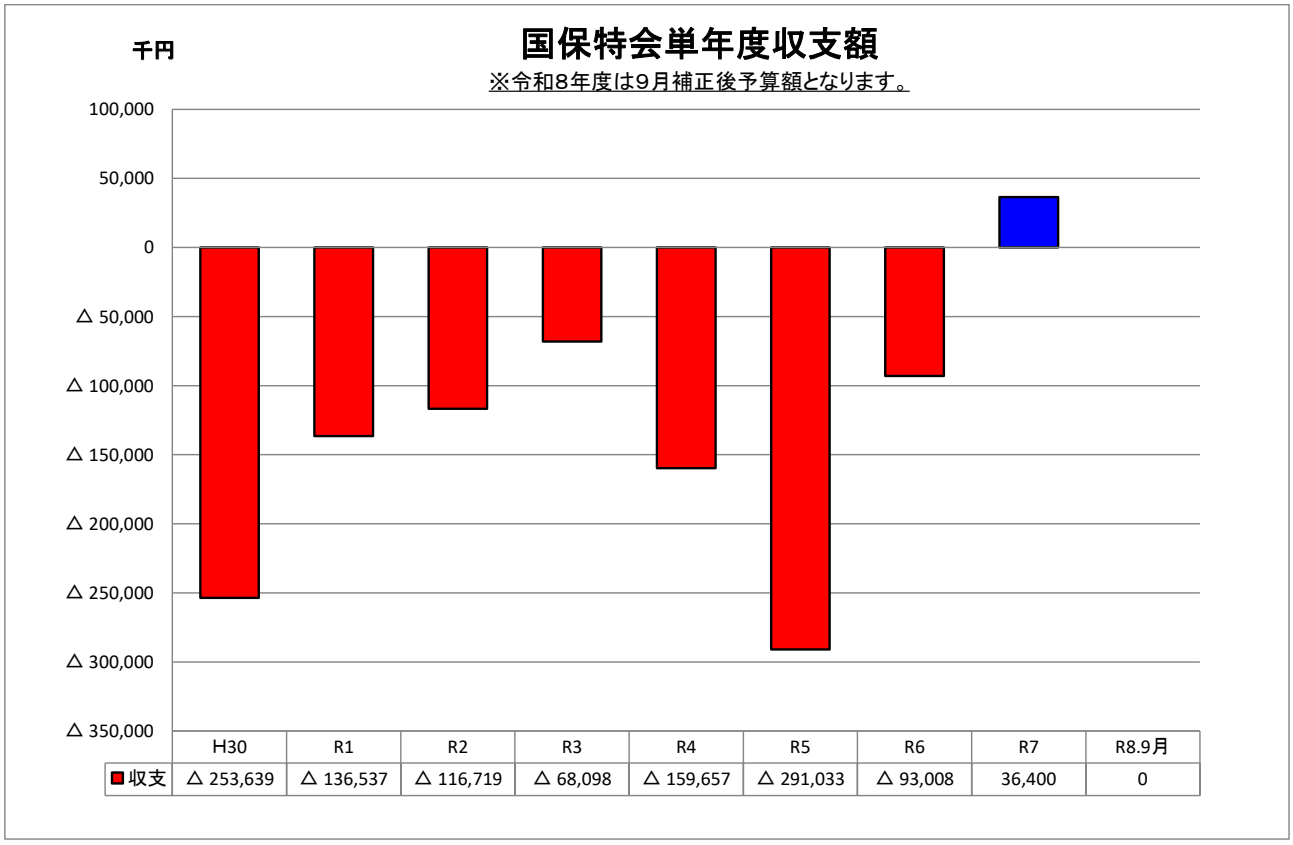
これまで、急速な都市化や多様なニーズに対応してきたことにより、公債費は増加傾向にあったが、現在は緩やかな減少傾向に転じている。その要因は、年間借入額が元金償還額を上回らないよう町債発行の抑制に努めていることや、普通建設事業の国・県からの補助金交付額の減少に伴う事業費の縮減等によるものである。今後は、老朽化した公共施設の状況により、新規の町債発行が増える可能性があるため、活用にあたっては、後年度の財政負担に留意し、計画的な事業の実施及び町債発行を行う必要がある。



（４）特別会計等への繰出金について

国民健康保険特別会計は、平成２９年度から令和元年度の3年間で総額２０億6,091万円を一般会計から繰入れを行い累積赤字を解消したものの、単年度赤字を解消するため、令和２年度以降も平均で１億５千万円弱の法定外繰入れを行っている状況であった。しかし、令和７年度決算においては、一般会計からの約１千２百万円の繰入れはあったものの、最終的に黒字決算となり、その要因としては、令和７年度に行った保険税改定や国保運営のための事業費納付金が見込みより減少したことによるものである。今後も、黒字決算を継続していけるよう、引き続き国保財政の健全な運営に取り組む必要がある。

下水道事業会計は、令和２年度の公営企業会計に移行後も１億円以上の法定外繰入れが常態化しており、今後も公共下水道の普及率向上による資本的支出の増加により厳しい財政運営となることが見込まれたため、令和７年度に下水道料金の改定をおこなった。引き続き、社会情勢の変化に注視しながら、下水道事業経営戦略による効率的な事業運営に取り組むことが必要である。



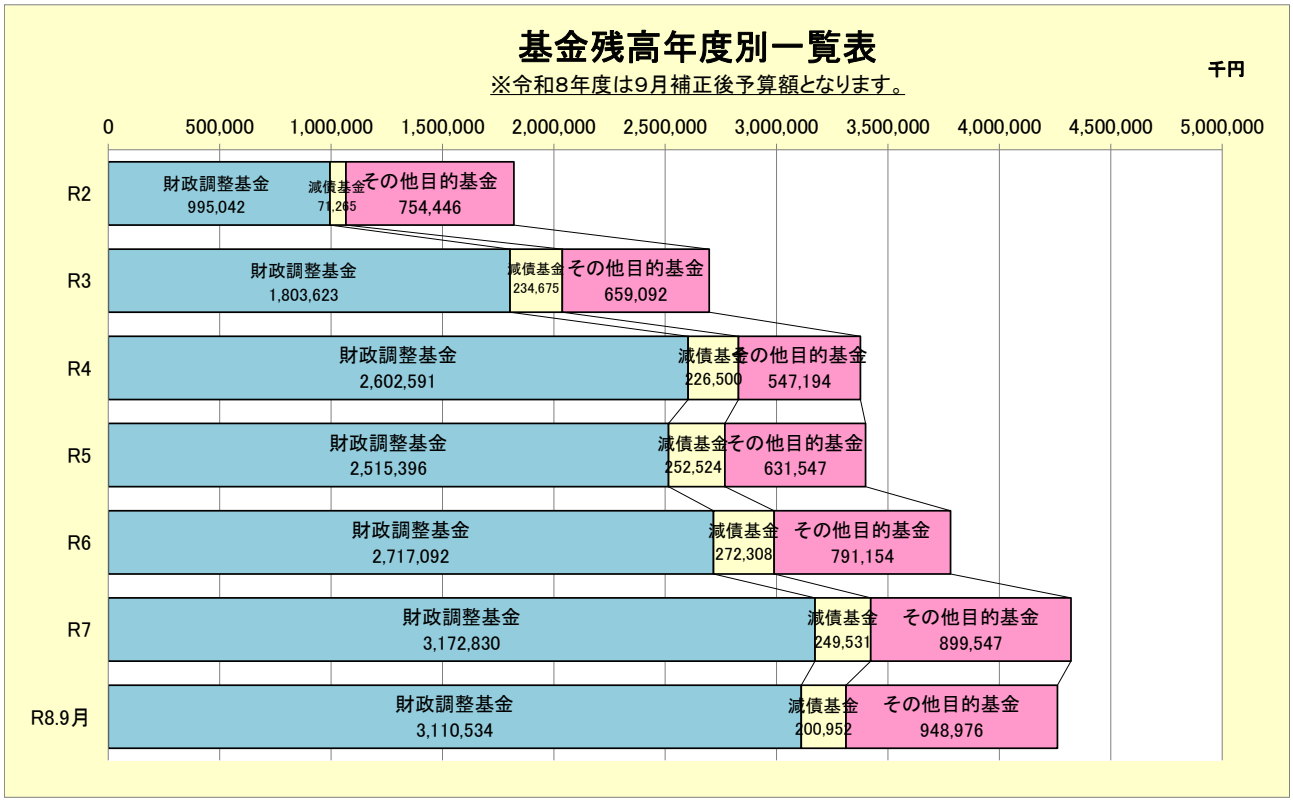
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8.9月
収支	△ 253,639	△ 136,537	△ 116,719	△ 68,098	△ 159,657	△ 291,033	△ 93,008	36,400	0

※法定外繰入額を除いた収支額です。（実質収支－法定外繰入金）
※R8.9月は赤字見込みがないため、0表記としています。

（５）基金

基金は、令和７年度末の財政調整基金残高が31億7,283万円と昨年度末より４億5,573万8千円増となっている。これは、地方税の増や普通交付税の増、各種交付金の増によるものである。また、令和８年9月補正予算後残高は31億1,053万4千円と6,229万6千円の減となっており、財政調整基金の積立て目標額である標準財政規模に対する20%は維持しているが、今後も義務的経費の増や特別会計等への法定外繰出し、公共施設の老朽化対策、その他の新たな財政需要など、不測の事態に対応できるよう基金を積み立て、安定的な財政運営を図る必要がある。

また、その他目的基金は、全体的に積み立てたことにより増となっている。



３．本町の財政見通し

令和９年度以降も引き続き、社会情勢の変化により複雑化・多様化する財政需要を視野に入れた予算編成をおこなっていかなければならない。

歳入については、右肩上がりに伸びていた人口もやや緩やかになりつつも、納税義務者数や家屋棟数の増等に伴う町税の増が見込めるが、国の地方財政計画の影響を受ける普通交付税については、今後の国の動向に注視する必要がある。そのため、今後の義務的経費や新たな財政需要に対応する財源として、町税以外の自主財源の確保に向け、適正な受益者負担における手数料や公共施設使用料金等の見直しに向けた検討、土地の貸付や広告事業などによる町有財産の有効活用、ふるさと寄附金等の確保に向けた推進や企業誘致の取り組みを強化する必要がある。

歳出については、職員数の増や人事院勧告に伴う給与改定等の影響による人件費の増をはじめ、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援費などの社会保障費等も年々増加していることから扶助費の増加が見込まれる。また、公共施設や設備等の維持管理・修繕、施設の老朽化が進む南星中学校校舎などの対策も見込まれているため、財源の確保に努めなければならない。

そのため、今後確実に増えてくる財政負担、複雑化・多様化する財政需要に対応していくため、健全で持続可能な財政運営に取り組んでいく必要がある。

４．予算編成方針

（１）予算編成の基本的な考え方

令和９年度は、「第六次南風原町総合計画」策定後、初年度に当たり、総合計画に掲げた「ともにつくる黄金南風の平和郷」を目指して、３つの「まちづくり目標」と「基本計画の各施策の展開」の推進に努め、次の考え方で予算編成を行うこと。

★第六次南風原町総合計画★

【まちづくり目標】

１．協働でつながり、ひらかれたまち

２．学び合い、育み合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち

３．活気と安心がひろがり住み続けたいまち

① 第六次南風原町総合計画（前期基本計画）の初年度として、基本構想・基本計画の着実な実現に向け、まちづくり目標を認識したうえで、既存事業の必要性や成果を改めて検証・見直しを行い、各施策に必要な事業の実施に努めること。

② 事業計画にあたっては、現状と課題を的確に把握し、課題解決に向けた目標と成果を設定したうえで、実施後の事業評価を意識すること（目標設定は可能な限り数値化し明確にすること）。

③ 継続事業については、事業目的の達成状況や事業効果等の検証を行い、社会情勢の変化を的確に捉え、必要性や効果を十分に検証したうえで、事業の見直しを行うとともに、類似事業については、関連事業への統合や廃止を決断するなど十分に精査して予算要求をすること。

④ 将来における自主財源の確保や事務事業の効率化につながる取組、各施策を推進するための効果的な事業については、積極的に提案し、事業化に向けて取り組むこと。

⑤ エネルギー価格や物価の高騰により、施設の維持管理経費が増加していることから、各種手数料や公共施設の使用料金等は、適正な受益者負担になっているか見直しに向けた検討をすること。

⑥ 持続可能な財政運営を行うために、更なる歳入の確保・獲得に努め、新規事業はもとより既存事業においても国・県などの補助金制度や助成金制度を見逃すことなく、事業に要する財源を最大限確保すること。また、新県政への移行に伴い、国・県の施策や予算に注視し、本町が活用できそうな補助金等を見逃さないためにも情報収集に努めること。

⑦ 予算執行に係る監査委員及び町議会からの意見、指摘事項については、その趣旨を踏まえ、所管する事業等について十分に検討・点検を行い、速やかに改善を図ること。

⑧ 近年、事業の繰越しが常態化しつつあることから、年度内に事業を完了できるよう、年間の執行スケジュールを十分に検討したうえで、予算要求をすること。

⑨ 例年、決算ベースを念頭においた予算編成を行っているものの、ここ数年においては、当初予算編成における歳入歳出の差が大きく、多額の財政調整基金を取崩しながら予算編成を行っている。そのため、新規事業はもとより、既存事業の拡充に対する要求に対しても、必要な予算配分ができない状況である。限られた財源の中で無理・無駄を無くすためにも適切な見積書徴取や過去の実績に基づいた積算を行ったうえで、真に必要な予算要求をすること。

（２）通年予算

予算は、通年予算として編成するため、事業内容を十分に精査し、見積りや積算根拠が過大・過小にならないように精度の高い要求をすること。例年、当初予算計上漏れによる補正予算要求が見受けられるが、当初予算計上漏れによる補正増も認めないものとする（予算組み替え等で対応すること）。

（３）予算編成方法

令和８年度同様町長・副町長ヒアリングを一本化し、査定も町長査定として一回でおこなう。

（情勢の変化による見直しや各部で特にこれは再要望したいという事業についてのみ、再ヒアリングを実施）

実施計画に基づいた「一件査定方式」とし、『持続可能で安定した財政運営』を推進するため、その必要性、優先度、財源負担のあり方、費用対効果などについて審査を行うこととする。